八　放送対象地域による基幹放送の区分

(1)　全国放送

(2)　広域放送

(3)　県域放送

(4)　コミュニティ放送

(5)　その他の放送

九　その他の基幹放送の区分

(1)　受信障害対策中継放送

(2)　臨時目的放送

(3)　試験放送（放送及びその受信の進歩発達に必要な試験、研究若しくは調査のため又は当該放送を実用に移す目的のため試験的に行う放送をいう。）

(4)　衛星試験放送（衛星放送及びその受信の進歩発達に必要な試験、研究若しくは調査のため又は当該衛星放送を実用に移す目的のため試験的に行う衛星放送をいう。）

（注）

一　この表において、「標準テレビジョン放送」とは、電波法施行規則第二条第一項第二十八号の二に規定する標準テレビジョン放送をいう。

二　この表において、「高精細度テレビジョン放送」とは、電波法施行規則第二条第一項第二十八号の三に規定する高精細度テレビジョン放送をいう。

三　この表において、「超短波音声多重放送」とは、電波法施行規則第二条第一項第二十八号の五に規定する超短波音声多重放送をいう。

四　この表において、「標準テレビジョン音声多重放送」とは、電波法施行規則第二条第一項第二十八号の十一に規定する標準テレビジョン音声多重放送をいう。

五　この表において、「標準テレビジョン文字多重放送」とは、電波法施行規則第二条第一項第二十八号の十二に規定する標準テレビジョン文字多重放送をいう。

六　この表において、「標準テレビジョン・データ多重放送」とは、電波法施行規則第二条第一項第二十八号の十三に規定する標準テレビジョン・データ多重放送をいう。

七　この表において、「総合放送」とは、教養番組又は教育番組並びに報道番組及び娯楽番組の相互の間の調和がとれた放送番組の編集による放送をいう。

八　この表において、「教育放送」とは、その放送の大部分が教育番組及び教養番組の放送によつて占められている放送をいう。

九　この表において、「大学教育放送」とは、その放送の全てが学園が設置する大学（以下「放送大学」という。）の教育課程に定める授業科目の授業として行われる放送及び放送大学に関する告知放送によつて占められている放送をいう。

十　この表において、「広域放送」とは、㈠以上の都道府県の各区域を併せた区域における需要に応えるための放送をいう。

十一　この表において、「県域放送」とは、一の都道府県の区域又は㈡の県の各区域を併せた区域における需要に応えるための放送をいう。

十二　この表において、「コミュニティ放送」とは、一の市町村（特別区を含み、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九に規定する指定都市にあつては区とする。以下同じ。）の一部の区域（当該区域が他の市町村の一部の区域に隣接する場合は、その区域を併せた区域とし、当該区域が他の市町村の一部の区域に隣接し、かつ、当該隣接する区域が他の市町村の一部の区域に隣接し、住民のコミュニティとしての一体性が認められる場合には、その区域を併せた区域とする。）における需要に応えるための放送をいう。

十三　この表において、「外国語放送」とは、外国語による放送を通じて国際交流に資する放送をいう。

十四　この表において、「難視聴解消を目的とする放送」とは、協会の行う地上系によるテレビジョン放送の難視聴の解消のための放送を含む放送をいう。

十五　この表において、「特定標準テレビジョン放送」とは、基幹放送普及計画の定めるところにより、他の放送事業者の放送と同一の放送を同時に行う放送局をいう。

十六　この表において、「マルチメディア放送」とは、電波法施行規則第二条第一項第二十八号の四の二に規定するマルチメディア放送をいう。

別表第六の一号（第64条関係）

地上基幹放送の業務認定申請書

年　月　日

総務大臣　殿

郵便番号
住所
（ふりがな）
氏名（法人又は団体にあつては、名称及び代表者の氏名。記名押印又は署名）
電話番号

地上基幹放送の業務の認定を受けたいので、放送法第93条第３項の規定により申請します。

基幹放送の種類（注１）	
基幹放送の業務に用いられる基幹放送局について電波法の規定による免許を受けようとする者又はその免許を受けた者の氏名又は名称（注２）	
希望する放送対象地域	
希望する周波数	
業務開始の予定期日	
放送事項（注３）	
基幹放送の業務に用いられる電気通信設備の概要（注４）	
欠格事由の有無（注５）	□　有　　□　無

注１　法第91条第１項の規定による基幹放送普及計画の「第３　基幹放送の区分ごとの放送対象地域及び放送対象地域ごとの放送系の数の目標」の「２　国内放送に関する基幹放送の区分ごとの放送対象地域及び放送対象地域ごとの放送系の数の目標」に規定されている「基幹放送の区分」の各項目を記載すること（同項目に区分の規定がない場合には、同「１　総則」の(3)の基幹放送名を記載するとともに、「短波放送」のように記載すること。）。また、有料放送の場合にあつては、その旨も記載すること。

（記載例）

「地上基幹放送（デジタル放送）―テレビジョン放送―協会の放送―総合放送―広域放送」

注２　基幹放送の業務に用いられる基幹放送局について、電波法の規定による免許を受けようとする一の者又は当該免許を受けた一の者の氏名又は名称を記載すること。